

2024年度大学院春入学入学者選抜要項 記載内容にかかる補足説明と正誤表について

「2024年度大学院春入学入学者選抜要項」の記載内容について、一部補足説明が必要な内容がございます。推薦入試および一般入試の出願資格の記載内容が誤って入学資格になっておりました。大学を2024年3月卒業見込みの者も出願資格を満たしております。  
下記の通り修正させていただきます。

2024年度大学院入学者選抜要項 出願資格 正誤表

| 正  | 誤   |
|--|---|
| <p>出願資格</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大学を卒業した者、<u>及び2024年3月までに卒業見込みの者</u></li> <li>・大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者、<u>及び2024年3月までに学位を授与される見込みの者</u></li> <li>・外国において、学校教育における16年の課程を修了した者、<u>及び2024年3月までに修了見込みの者</u></li> <li>・外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者、<u>及び2024年3月までに修了見込みの者</u></li> <li>・我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者、<u>及び2024年3月までに修了見込みの者</u></li> <li>・外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度に位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者、<u>及び2024年3月までに学位を授与される見込みの者</u></li> <li>・専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る）で文部科学大臣が別に指定したものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者、<u>及び2024年3月までに修了見込みの者</u></li> </ul> | <p>出願資格</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大学を卒業した者</li> <li>・大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者</li> <li>・外国において、学校教育における16年の課程を修了した者</li> <li>・外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者</li> <li>・我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者</li> <li>・外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度に位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者</li> <li>・専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る）で文部科学大臣が別に指定したものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者</li> </ul> |